

工事現場における施工体制の点検要領

第1 趣旨

この要領は、宮崎県県土整備部が発注した建設工事の施工体制について、監督業務等において監督員が把握すべき点検事項等を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保等に資するものとする。

第2 対象工事

点検は、以下の対象工事で行うことを原則とする。

- (1) 技術者（監理技術者又は主任技術者をいう。以下同じ。）の専任に関する点検
 - ① 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第26条第3項に該当する工事（請負金額が4,000万円以上の工事。ただし、建築一式工事の場合は、8,000万円以上のもの。）
 - ② 法第26条第2項に該当する工事（下請契約の請負金額が4,500万円以上の工事。ただし、建築一式工事の場合は、7,000万円以上のもの。）
- (2) 施工体制台帳等に関する点検
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第15条に該当する工事（下請契約を締結したもの。）

第3 施工体制の点検

監督員は、次の時点毎にそれぞれ定める内容について現場で施工体制点検を行う。点検にあたっては、「施工体制の点検内容と対応方法」（別紙1（その1））及び「施工体制点検フロー図」（別紙1（その2））に基づき実施することとし、点検の結果は、「施工体制点検表」（様式第1号）に記載し、項目別の詳細については、下請工事がない場合は様式第2号に、下請工事がある場合は様式第3号に記録することとする。

- (1) 工事着手前等
 - ① 宮崎県工事請負契約約款（平成8年宮崎県告示第515号。以下「契約約款」という。）第10条に基づく選任通知書（以下「選任通知書」という。）に記載された技術者等（技術者、専門技術者、現場代理人をいう。以下同じ。）と同一人であること、適正な配置となっていること及び技術者又は専門技術者の資格要件。（J C I Sの技術者検索システムで確認する。）
 - ② 監理技術者を配置すべき工事については「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了書」の両方を携帯していること。
 - ③ コリンズ（CORINS）の登録がされていること。
 - ④ 下請工事がある場合、提出された施工体制台帳に記載してある技術者等と①で提出された技術者等が同一人であること。
※施工体制台帳は、原則工事着手前に確認を行う（監理技術者が必要かどうかの判断のため）が、工事内容の変更等により新たに一部下請負が発生した場合は、その都度（下請負の業者が作業を行う前に）確認を行う。
- (2) 工事施工中1回
 - ① 建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に掲示されていること（下請負人のものは、掲示不要）。
 - ② 建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識が掲示されていること。
 - ③ 労災保険関係の掲示項目が掲示されていること。
 - ④ 下請負人が再下請を行う場合に再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示がされていること。
- (3) 工事施工中概ね月1回以上
 - ① 技術者の専任状況及び現場代理人の常駐状況を点検し、選任通知書によりあらかじめ通知を受けた技術者等と同一人であり、適正な配置となっていること。
 - ② 施工体制台帳及びそれに添付が義務付けられている下請契約書及び再下請

- 契約書等が現場に備え置かれていること。
- ③ 現場の施工体制が一括下請負に該当していないこと。
点検は様式第3号に基づき実施・記録する。一括下請負の疑義が生じた場合は管理課及び技術企画課と対応を協議する。
 - ④ 社会保険等未加入の建設業者を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。）の相手方にしていないこと。
 - ⑤ 施工体制台帳及び施工体系図が実際の体制と異なるものでないこと。
 - ⑥ 施工体系図が工事現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示されていること。
 - ⑦ 技術者等の変更があった場合、その手続き等が適正に行われていること。また、専任の技術者については、直接的かつ3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。

第4 点検結果の取扱い

(1) 所属内の報告

監督員は、工事現場における施工体制点検を実施したときは、遅滞無く「施工体制点検表」、「施工体制細目チェック表」により、担当課長へ点検結果の報告を行う。また、不適切な取扱いが行われている場合は、発注機関の長へ報告を行う。

(2) 工事検査員への提示

監督員は、「施工体制点検表」、「施工体制細目チェック表」を工事検査時に工事検査員に提示する。

(3) 工事成績評定への反映

入札・契約手続における技術者の専任性の確認及び工事現場における施工体制の点検を通じて、受注者である建設業者に不適切な点があり、文書により改善指示等を行った場合においては、その内容、改善状況に応じて工事成績評定に適切に反映すること。

第5 適正配置等への指導及び管理課への通知

監督員は、工事現場における施工体制の点検及び技術者の専任性等の確認の結果、不適切な取扱いが行われている場合は、速やかに適正配置等についての指導を行うとともに、次のいずれかに該当すると疑うに足る事実を把握したときは、担当課長を通じて発注機関の長へ報告を行う。報告を受けた発注機関の長は、その事実を管理課長に通知する。

(1) 法第28条第1項第3号、第4号又は第6号から第8号までのいずれかに該当すること。

(2) 入札契約適正化法第15条第1項若しくは第2項、同条第3項の規程により読み替えて適用される法第24条の7第1項、第2項若しくは同条第4項又は同法第26条若しくは第26条の2の規程に違反したこと。

附 則

この要領は、平成13年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。